

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
健康増進法（平成14年法律第103号）第21条第1項	特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定	指導予防課

保健所長は、特別の栄養管理が必要な特定給食施設を指定するものとされており、その審査基準は次のとおり。

（審査基準）

健康増進法施行規則（平成15年4月30日号外厚生労働省令第86号）

（特別の栄養管理が必要な給食施設の指定）

第7条 法第21条第1項の規定による都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 1 医学的な管理を必要とする者に給食を供給する特定給食施設であって、継続的に一回300食以上又は一日750食以上の食事を供給するもの
- 2 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に一回500食以上又は一日1500食以上の食事を供給するもの

（注）

- 1 保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。
- 2 健康増進法の規定に基づく市長の権限に属する事務のうち、盛岡市保健所長に対する事務委任に関する規則第2条第34項第6号の規定により、当該事務は保健所長に委任されている。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。